

大仙市道路除雪基本計画

～安全な道路空間の確保を目指して～



令和2年12月
秋田県大仙市
建設部道路河川課

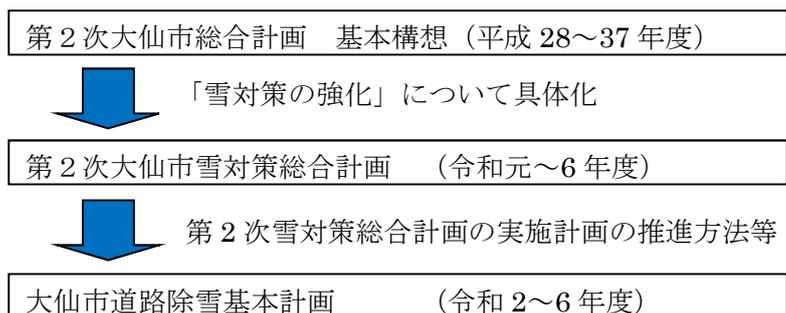
目 次

1. 計画の趣旨	2
2. 基本方針	2
(1) 目標	2
(2) 計画期間	2
(3) 重点施策（三つの柱）	2
3. 実施計画	3
重点施策－1 継続可能な除雪体制の構築	3
1. JV 化、複数年契約、包括発注	3
2. 除雪機械の安定的な確保	4
3. 除雪オペレータの確保・育成	5
4. 緊急時の対応力強化と応援体制の確立	6
重点施策－2 効率的・効果的な除雪の実施	7
1. 除雪水準の明確化（路線別出動基準等）	7
2. 消融雪施設設置の支援等	11
重点施策－3 市民と協働した除雪制度の構築	12
1. 地域協働雪対策事業の実施	12
4. 除雪作業要領	13
(1) 準備作業	13
(2) 除雪作業	14
(3) 凍結抑制剤散布作業	15
(4) 除雪体制連絡系統図（降積雪観測所一覧）	16
(参考)資料編	18

1. 計画の趣旨

本計画は、令和元年10月に「雪に負けない市民協働のまち・大仙」を目指して策定された「第2次大仙市雪対策総合計画」で示した「冬期間の円滑な道路交通の確保」に向けて、中長期的な目標を掲げて除雪事業を効果的に推進する。

【計画の位置づけ】



2. 基本方針

(1) 目 標

安全な道路空間の確保

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

(3) 重点施策（三つの柱）

重点施策－1 継続可能な除雪体制の構築

重点施策－2 効率的・効果的な除雪の実施

重点施策－3 市民と協働した除雪制度の構築

3. 実施計画

重点施策－1 持続可能な除雪体制の構築

1. JV化、複数年契約、包括発注

除排雪業務については、共同企業体(JV)化を推進することにより、緊急時の効率的な人員、機械の配置と複数業者での共同による作業期間の短縮を目指し、平成30年度まで市内7地域で実施し、令和元年度で市内全域(10地域)を実施する事が出来た。今後は除排雪業務委託契約の複数年化と夏場の道路維持業務を包括発注することで、年間を通じた雇用の平準化と計画的な設備投資や人材の確保により、企業の経営安定化が図れるよう検討していく。

さらに、これまでの時間単価契約から区間契約に変更することにより、共同企業体内における除雪作業の更なる効率化と除雪委託料の平準化を目指すものとする。

【除排雪業務見直しスケジュール】

年度	R2	R3	R4	R5	R6
共同企業体化	実施				
道路維持との一括発注	情報収集		検証のうえ、実施検討		
複数年契約	情報収集			全地域	
契約金の見直し (単価契約→区間契約)	路線データ収集・分析				検証

【時間単価契約と区間契約のイメージ】

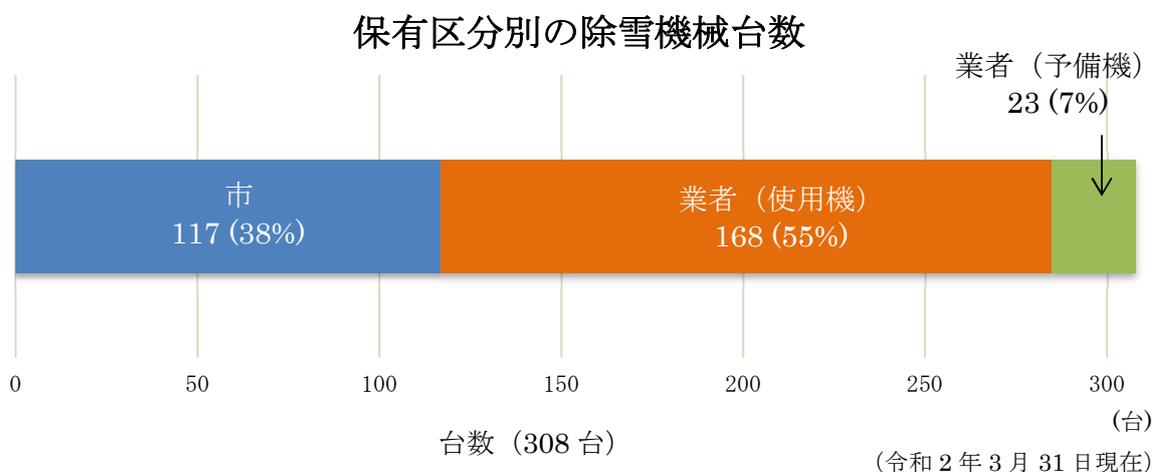
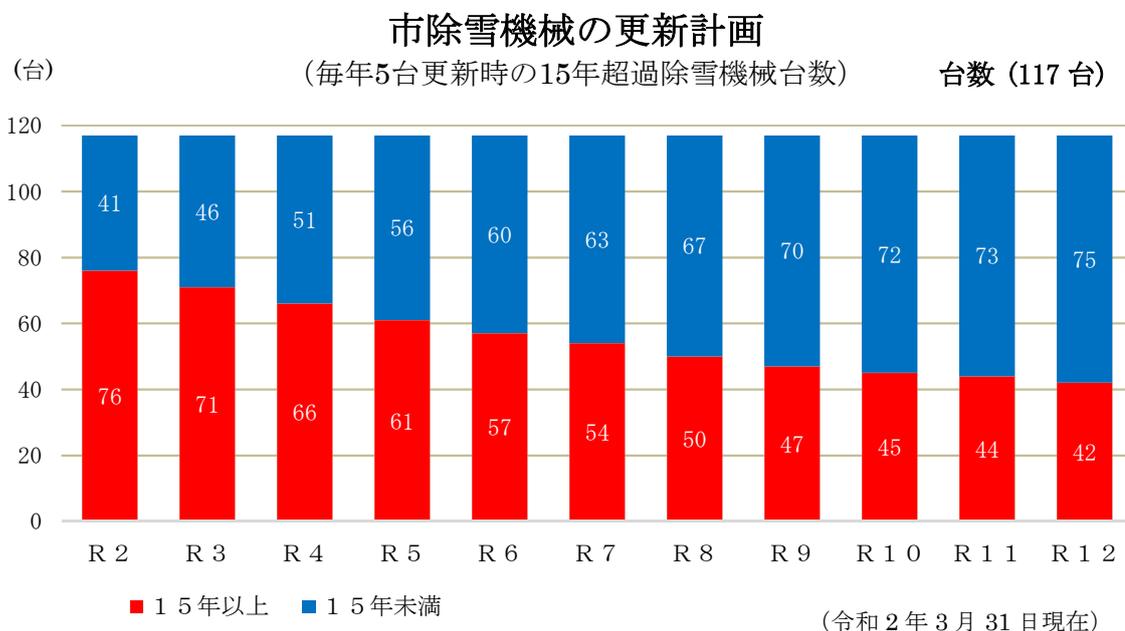


2. 除雪機械の安定的な確保

現在、市が保有する除雪機械は117台であり、このうち基本的な更新時期（導入後15年）を経過している除雪機械は76台（65%）と老朽化が進行し、故障件数の増加や部品調達が困難になることによる修理日数の長期化が問題となっている。

第2次大仙市雪対策総合計画においては、令和元年度以降は毎年5台を継続的に更新することとしており、社会資本整備総合交付金や県の払い下げ除雪機械の積極的な活用により更新するものとし、凍結抑制剤散布車については、広域的利用も考慮に入れ、集約化による機能強化を図っていくものとする。

除雪機械を長期に安定稼働させ、信頼性の高い冬期間の道路管理を実施するため、計画的かつ効率的な予防整備を行っていくものとする。



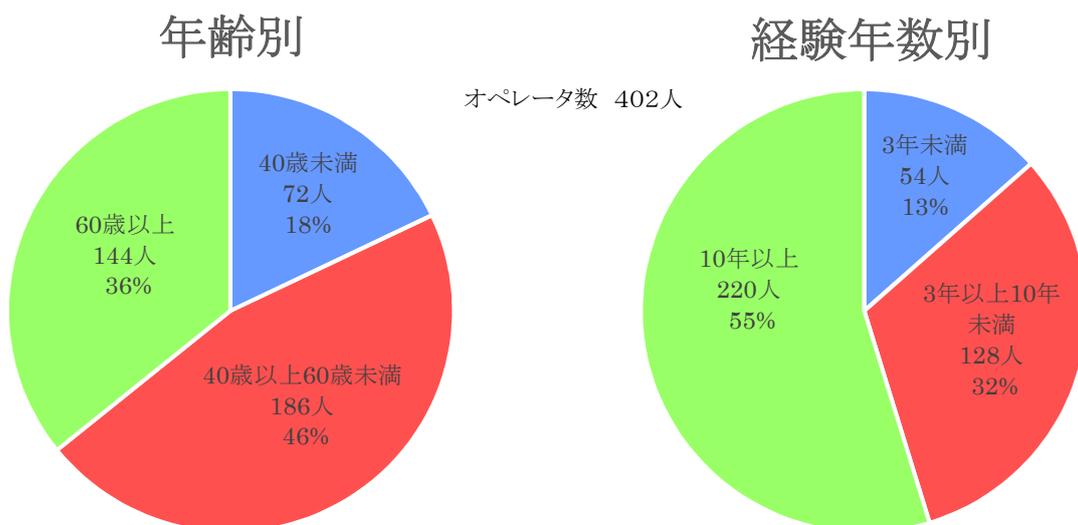
3. 除雪オペレータの確保・育成

除雪オペレータについては、少子高齢化や若者の建設業離れなどの影響により確保が難しくなっていることに加え、除雪機械の操作や除雪路線の把握に高度な技術と知識が必要となるため新規人材の確保が困難となっていることから、安全確保に配慮した上で、ベテランオペレータが操縦するロータリ除雪車等に助手として新オペレータを、又は若手オペレータが操縦する除雪機械にベテランオペレータを搭乗させ操縦技術を学べる環境を整備していく。

また、優良表彰を受けたオペレータを除雪マイスターと位置づけ、経験が未熟なオペレータを対象とした操作研修会を開催し、優良オペレータが操作方法を指導又は若手からの相談に対応できる仕組みを構築し技術の底上げを図っていく。

除雪オペレータの構成

(令和2年11月1日現在)



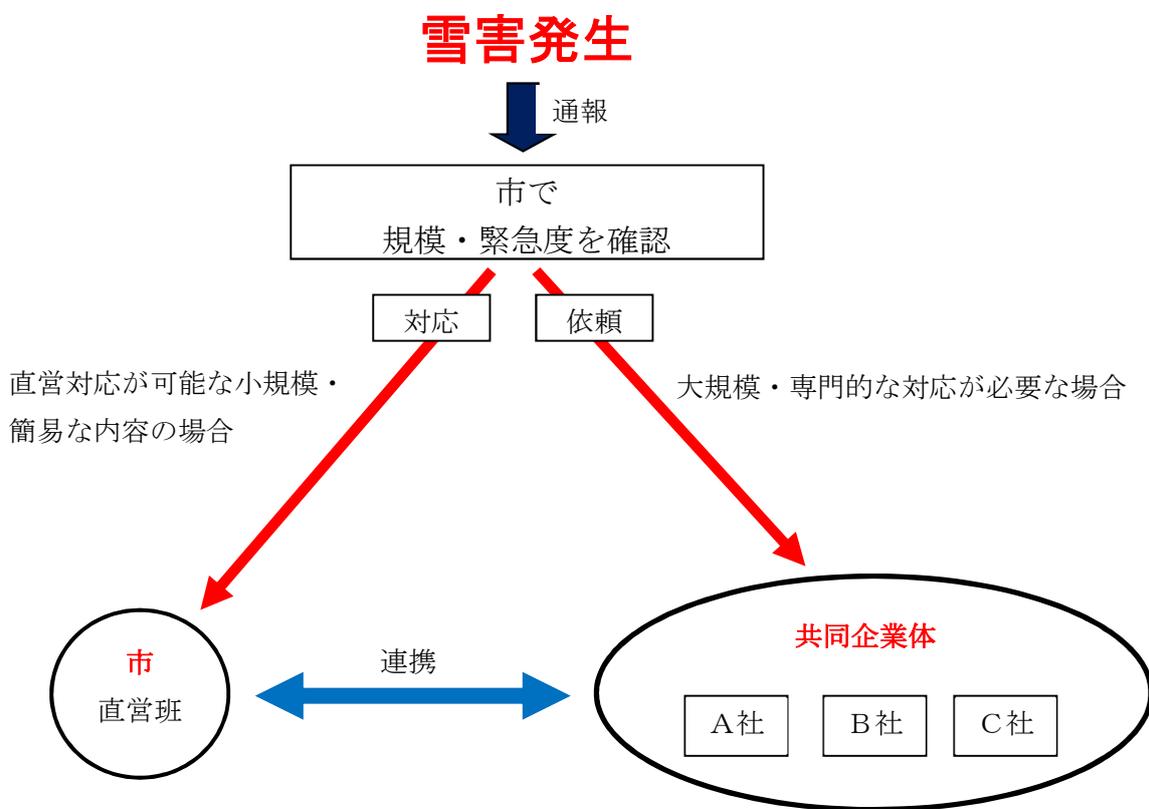
【業務仕分けスケジュール】

年度	R2	R3	R4	R5	R6
除雪助手の搭乗	実施 (ロータリ除雪車・除雪トラック) 拡充 (グレーダ除雪車・除雪ドーザ)				
操作実務研修会の開催	検討	実施			
除雪マイスター制度	優良オペレーター表彰制度実施				

4. 緊急時の対応力強化と応援体制の確立

現在の除雪体制は、平成 29 年度から市の直営による除雪を大曲地域の一部で行っているが、市内の大半は除排雪業務を業者に委託している。また市が所有している除雪機械のうち、直営除雪車両以外は委託業者に貸与しているため、雪害発生時において市独自の対応が困難な状況である。雪害発生時は直営と業者委託による作業を連携して行う応援体制を図りながら、緊急時の対応力強化と効率的かつ経済的な除雪方法を確立する。

【雪害発生時の対応イメージ例】



※直営班については大曲地域に配置

【緊急時の体制確立スケジュール】

年度	R2	R3	R4	R5	R6
緊急時の対応	大曲・神岡・仙北・南外地域と連携				
	中仙・太田地域と連携		全域で試行		運用
	西仙北・協和地域と連携				

重点施策－２ 効率的・効果的な除雪の実施

1. 除雪水準の明確化（路線別出動基準等）

本市における除雪水準は、夜間降雪量が10cm以上で一斉除雪を行っているが、近年の社会経済活動変化や市民ニーズの多様化、さらにはゲリラ豪雪などの異常気象時の対応などきめ細やかな除雪作業が求められている。このため、これまでの画一的な除雪から、さらに路線別出動基準の除雪水準を明確化し、状況に即した適切な除雪サービスの提供を目指すものとする。

(1) 除雪実施期間 原則11月1日から翌年3月31日までとする。

(2) 平常時の出動基準 平常時における出動基準は次のとおりとする。

区 分	出 動 基 準	出 動 の 指 示
車道除雪 (新雪除雪)	降雪量が <u>道路種別ごとの出動基準量</u> 以上になると予想される場合に出動する。	除雪自動通報システム(※1) 又は 除雪担当職員の指示(※2)
吹きだまり除去	風雪等により吹きだまりが発生する恐れのある場合に出動する。	除雪担当職員の指示(※2)
路面整正	わだちの発生により、通行に支障がある場合又は支障になると予想される場合に出動する。	除雪担当職員の指示(※2)
拡幅除雪	路肩への堆雪により、通行に支障がある場合又は支障になると予想される場合に出動する。	除雪担当職員の指示(※2)
凍結抑制剤散布	路面凍結により、通行に支障がある場合又は支障になると予想される場合に出動する。	除雪担当職員の指示(※2)
運搬排雪	家屋密集地などで、路肩への堆雪で幅員減少や視界障害などの交通障害が発生した場合又は発生すると予想される場合に出動する。	除雪担当職員の指示(※2)
歩道除雪	降雪で歩行に支障がある場合、又は車道除雪との関連で必要と判断される場合に出動する。	除雪自動通報システム(※1) 及び 除雪担当職員の指示(※2)

- ※1 除雪自動通報システム降雪センサーの稼働期間は、原則12月15日から翌年2月末日までとする。
- ※2 気象状況（降雪予測、初冬期及び融雪期の降雨や気温上昇の予測等）や、路面状況等を考慮して、出動の有無を判断する。
- ※3 除排雪の作業方法等については、別に定める。

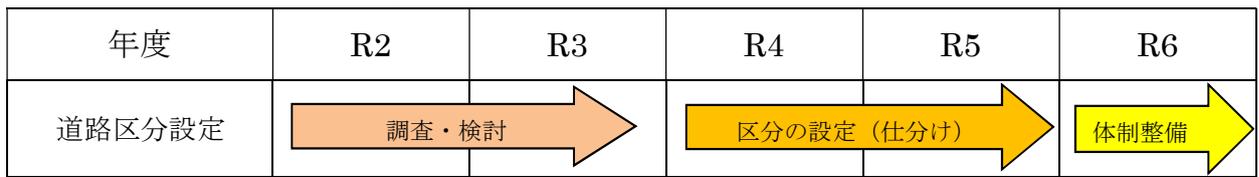
【道路種別ごとの出動基準量】

道路種別	区分	説明	出動基準 (降雪量)
幹線道路 (第1・2種路線)	主要幹線道路 (第1種路線)	地域間(旧市町村間)を連絡する道路又はこれに準じる重要な道路 ◇計画交通量 1,500 台/日以上	(通常期) 10cm
	幹線道路 住区内幹線道路 (第2種路線)	地域内(旧市町村)を起終点とし、主要な集落間又は住区内を連絡する道路 ◇1, 2級幹線道路 ◇計画交通量 500 台/日以上	(降雪初期・融雪期) 10~15cm
生活道路 (第3種路線)	集落間道路 住区内道路	地域内(旧市町村)の集落間を連絡する道路又は市街地内の住区道路 ◇集落の戸数が25戸以上又は道路沿線の戸数が概ね10戸以上	(通常期) 10cm (降雪初期・融雪期) 10~20cm
	集落内道路	道路沿線の主に特定の方のみが利用する道路 ◇延長500m以下 ◇幅員4.0m以下 ◇道路沿線の戸数が概ね10戸以下	
	小集落道路	個人の住宅への進入路 ◇延長200m以下 ◇幅員4.0m以下 ◇道路を利用する民家の戸数が3戸以下	

(参考)道路種別イメージ



【道路区分の設定スケジュール】

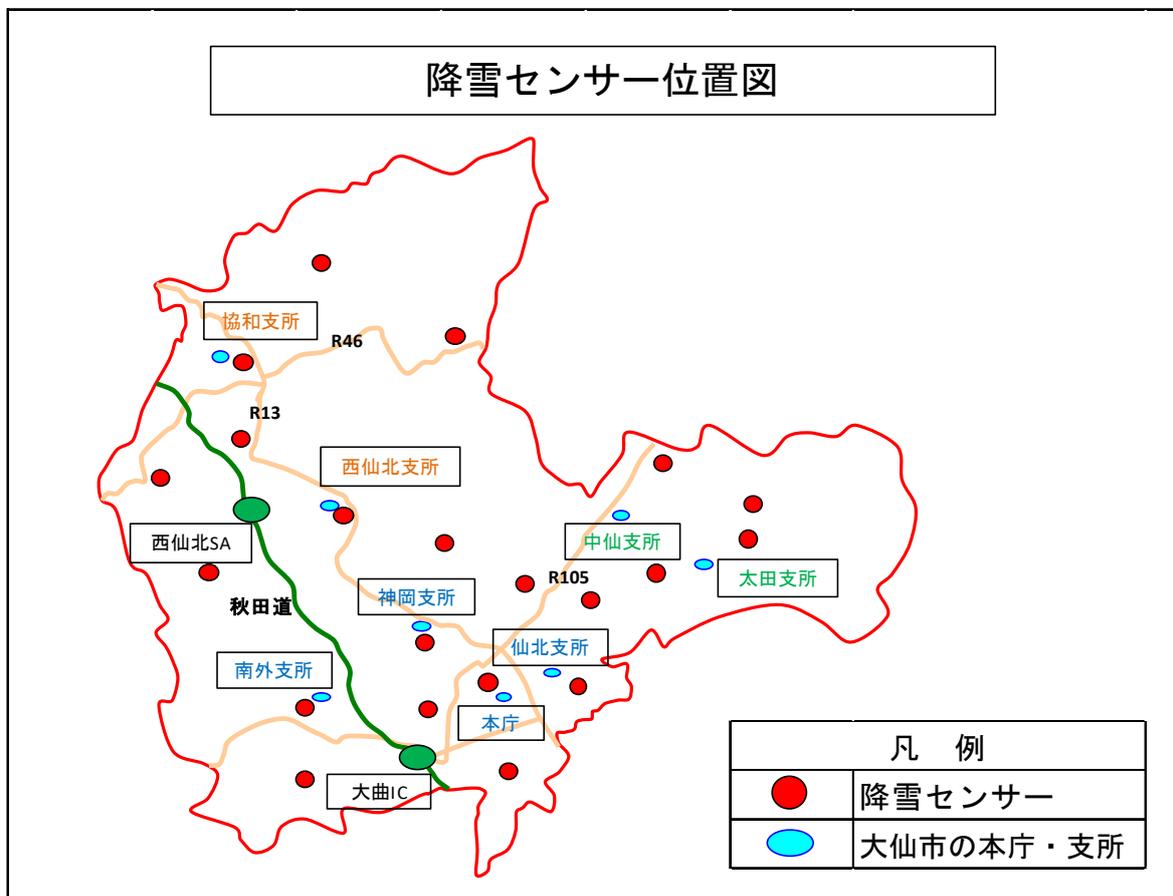


(3) 除雪自動通報システムと除雪体制支援サービスの比較検証について

除雪自動通報システム降雪センサーの設置については、各地域（旧市町村）を単位として場所を選定し設置しているが、平成27年度に導入した気象予報企業が提供する除雪体制支援サービスとの連携を視野に入れる。除雪体制支援サービスによる気象予想又は観測データと、本市独自の降雪センサー及び降積雪観測所の降雪データを照合・検証し、最適なセンサー設置位置や箇所数について検討するものとする。

【除雪自動通報システム降雪センサー設置箇所数】

大曲地域				東部地域		西部地域		
大曲	神岡	南外	仙北	中仙	太田	西仙北	協和	合計
4台	1台	2台	2台	2台	2台	3台	5台	21台



(4) 急な気象の変化等への対応

急な気象変化等への対応として、除雪自動通報システム降雪センサーのほか、朝方のドカ雪や翌日の気温上昇や降雨による融雪に対応できない部分を補完することを目的に、気象情報会社が提供する除雪体制支援サービスを活用して、気象状況等の解析結果に基づき、適切な除雪出動のタイミングを判断するものとする。

(5) 雪害発生時の体制

雪害による地域経済活動の停滞防止と道路交通及び市民生活に著しく影響を及ぼす恐れがあると判断された場合は、大仙市地域防災計画に基づき、雪害レベルに応じて雪害警戒対策室、雪害警戒対策部又は豪雪対策本部を設置し、関連機関との密接な連絡のもと、緊急輸送路、緊急輸送路へのアクセス道路、次いで主要生活道路等の順に交通の確保を図るものとする。

【除雪作業の優先順位】

優先順位	路線内容	除雪内容	目標時間等
優先1	緊急輸送路・緊急輸送路へのアクセス道路・主要幹線道路・バス路線・通学路	2車線以上の幅員確保を原則とし、常時交通を確保する。	6時間以内
優先2	優先1以外の幹線道路	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。	優先1路線完了後順次
優先3	平常降雪時において除雪可能な生活道路	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。	優先2路線完了後順次

① 一部地域のみが局地的な雪害に見舞われた場合

可能な限り、各地域の除雪能力を動員し、市民生活に不安を与えないよう最善の対処をする。各地域の枠組みを越えた除雪及び機械の相互乗り入れについては、道路河川課と該当地域を所管する建設水道事務所が連携して調整する。

② 地域の枠組みを越えた除雪

豪雪による雪害時には、地域で所有する機械のみでは最低限の道路交通網確保が困難な状況に陥ることが予想される。その場合、地域の枠組みにとらわれず市民生活の

ライフラインである道路交通網を確保するため、状況に応じて次のとおり対処する。

ア 地域を跨ぎ接続された幹線道路については、除雪作業支援の対応可能な地域が隣接する地域内へ除雪機械を乗り入れて除雪作業を実施する。乗り入れを受けた地域では、地域内の住宅密集地等の市民生活密接路線の除雪を集中的に実施する。

イ 各地域の除雪機械稼働状況を把握しておき、比較的被害の少ない地域から被害の多い地域へ除雪機械の一時的な融通等を行う。

③ 各地域降積雪観測点のうち1/2以上が概ね、警戒積雪深に達した場合

積雪量に応じて次の本部等が設置され全庁レベルの警戒体制に入った場合は、道路部局担当職員を待機させ、除雪対応が可能な体制を確保するものとする。

- I 雪害警戒対策室・・・積雪深1. 2 m以上
- II 雪害警戒対策部・・・積雪深1. 4 m以上
- III 豪雪対策本部・・・積雪深1. 5 m以上

2. 消融雪施設設置の支援等

(1) 既存消融雪施設の管理について

本市の既存消融雪施設は、市が直接維持管理している施設（直営施設）と複数の受益者により構成する組合等が設置し維持管理している施設（組合施設）、消融雪施設の設置を国県市が行い、管理協定により維持管理を組合が行っている施設（協定施設）があり、管理の在り方が混在している。このため道路種別や道路利用状況により、市が直営管理すべき施設と組合が管理すべき施設の区分を明確にし、市が直営管理している施設の内、組合に移管できる施設については点検・整備を実施のうえ順次組合へ移管していくものとする。

【消融雪施設の移管スケジュール】

年度	R2	R3	R4	R5	R6
施設の調査	→ 施設の状況調査、受益者との協議				
施設移管準備	→ 施設の整備（修繕等）				

(2) 消融雪施設の新設及び老朽化施設の更新

生活道路における消融雪施設の新設又は老朽化した施設の更新は、大仙市消融雪施設整備事業補助金を活用して、受益者2人以上で構成する受益者団体又は都市計画法に基づく開発行為により住宅整備を行う業者が行うものとする。この場合、水源調査等を行うものとし、近隣施設に悪影響を及ぼさないよう注意を払うものとする。

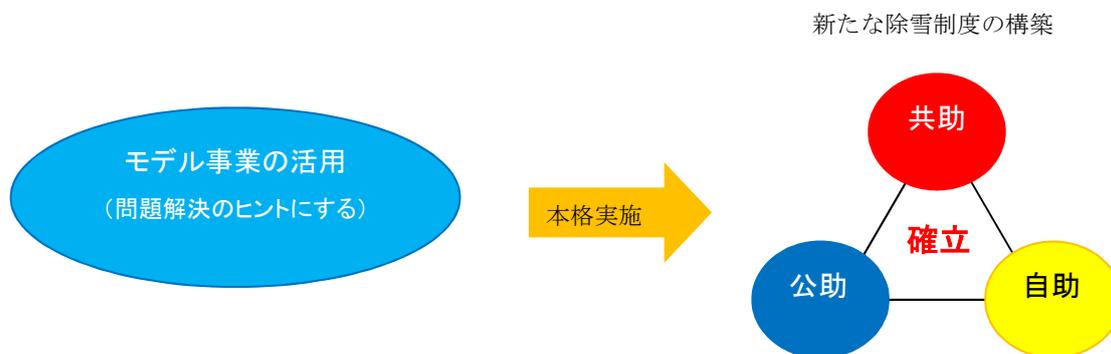
また、堆雪場の確保ができない幹線道路（車道・歩道）において、機械除雪が困難で、かつ水源調査の結果、近隣施設へ悪影響を及ぼさないと判断された場合、市が直接管理する消融雪施設を設置することができるものとする。

重点施策－3 市民と協働した除雪制度の構築

1. 地域協働雪対策事業の実施

高齢者等世帯の間口通路除雪や雪下ろし、生活道路の除雪など地域が抱える雪に関する課題の解決に向け、自治会や任意組織が自発的に自由な発想で取り組むことができる制度として、地域提案型自治会等雪対策モデル事業を平成27年度に実施した。平成29年度より地域協働雪対策事業として本格実施し、自治会等へ補助金を交付し活動を支援している。

現行の道路除雪作業は、市内同一基準で夜間一斉除雪を行っているが、特定の方のみが利用する生活道路（集落内道路、少集落道路）については、早朝除雪よりもライフサイクルや生活スタイルに合わせて除雪時間や除雪作業内容を変化させた方が沿線住民の評価や経済性・効率性が向上することが考えられるため、当該制度の中で市民の自由な発想のもと身の丈にあった除雪作業を行っていただき、来るべき超高齢化社会で実施すべき除雪制度を構築するものとする。



【地域協働雪対策事業】

年度	R2	R3	R4	R5	R6
制度実施					

4. 除雪作業要領

(1) 準備作業

① 警察との協力体制の確立

地域の警察とは「除排雪作業」全般にわたり充分協議するものとする。

除雪の実施に当たっては緊密な連携をとり路上放置物件、路上駐車を取り締まり、除雪機械の運行に対する交通整理、情報収集等の協力をお願いするものとする。

② 地域住民との連携

除雪作業について地域住民の理解を得ながら、除雪を通して地域との連携を図り、協力体制に努めるものとする。

③ 住民への協力依頼

除雪車で玄関前等に寄せられた雪や、敷地の雪を路上に出すことのないようお願いするものとする。また、除雪作業中の運転手はエンジン音などで外部の音声が十分聞き取れなく視界も良いとはいえないので、除雪車への接近は絶対しないよう併せて依頼するものとする。

④ 除雪機械

除排雪委託業者へ貸与する市所有機械は、市が降雪期前に十分な点検整備を実施するものとする。

建設業者が所有する借り上げ機械は、市が降雪期前に動員可能な機械の把握に努めるものとする。

業務を受託した業者においては、使用機械の日常点検及び整備を実施し、万全の除雪体制を構築するものとする。

⑤ 現地確認等

I 橋梁ジョイント部やマンホールの蓋などの段差箇所を降雪前に道路パトロールを行い点検し、すり付け補修等の作業を事前に行うものとする。

II スノーポールは降雪時の除雪作業の目標となるほか、風雪時などの一般車両の走行目標となるので、路肩部、ガードレールなどの道路工作物や除雪機械の損傷防止のため、設置するものとする。

⑥ 安全管理

除雪作業は、冬季の特殊な状況のもとで、かつ交通解放中の道路において行われるため作業環境は極めて悪く、自らが安全に作業することはもちろん騒音・振動等の生活妨害や公衆の生命・身体・財産への危害及び迷惑を及ぼさないよう注意するものとする。

作業員に於いては、常に健康に注意して、いつも明るい気持ちで仕事に打ち込めるように心掛け、服装は作業に適したものを着用し、道路交通法の厳守はもちろんのこと、道路交通の状況に応じた安全運転、安全作業を行うものとする。

⑦ 作業員の対応

I 作業員は常に道路状況を把握し、交通施設・路上施設等を損傷しないよう心がけると共に交通安全と事故防止に努めるものとする。

II 除雪路線の工事箇所について工事担当者との協議を密にし、事故防止を図るものとする。

(2) 除雪作業

① 除雪パトロールの強化

随時道路パトロールを実施し、除雪出動時期を適切に判断し、正常な路面確保に努めるものとする。

② 初期除雪の完全実施

各地域に設置している除雪通報システムの活用と道路パトロールにより迅速な初動体制を整え初期除雪を完全に実施するものとする。

なお、早朝除雪については、原則として午前2時に出動し、通勤・通学前の午前7時30分には完了するものとする。

③ 重要路線の確保

幹線道路・バス路線並びに通勤通学路など市民生活に密着した重要路線を優先的に除排雪するものとする。

④ 歩道除雪の強化

通学路を優先し、消融雪施設を有効に活用しながら冬期間の歩行者空間を確保するものとする。

⑤ 危険箇所の除雪強化

交差点・急カーブ・急坂道・踏切・橋梁部等の事故多発箇所の除雪強化と凍結抑制剤の散布により、危険箇所の交通安全を図るものとする。

(3) 凍結抑制剤散布作業

凍結抑制剤の散布にあたっては、次に示す基準により作業を進めるものとする。

① 散布対象区間

I 特に凍結抑制剤の散布が必要な区間

- ア 橋梁部
- イ 交差点や横断歩道付近
- ウ 局部的に日陰となる区間
- エ 曲線半径が小さい、または見通しの悪いカーブ区間
- オ トンネルの出入口付近

II 一般に凍結抑制剤の散布が必要な区間

- ア 急勾配及び長い勾配区間
- イ 堆雪により融雪水が凍結する区間

III 交通状況や地域条件によって凍結抑制剤の散布を考慮する区間

- ア 幅員が狭隘となる区間
- イ 風の強い区間
- ウ 消融雪施設の設置区間前後
- エ バス停留所付近
- オ 沿道からの出入口の多い市街地
- カ 工事規制区間
- キ 路面の凹凸区間やわだち掘れ区間

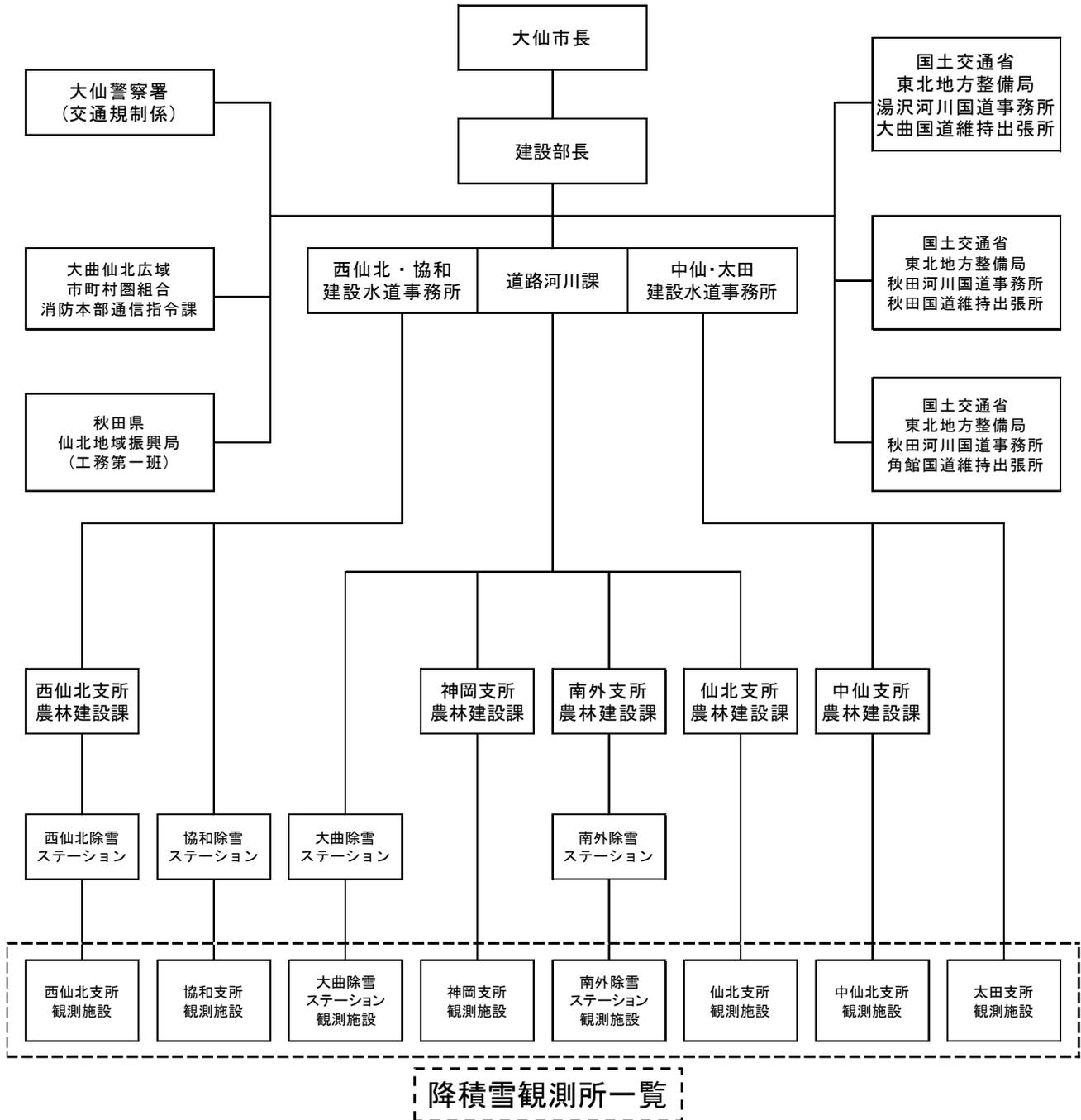
② 出動基準

路面の凍結により通行に支障がある場合、または支障になると予想される場合に出動するものとする。

③ 基準散布量

15～20g/m²程度

大仙市除雪体制連絡系統図 (降積雪観測所一覽)



資 料 編

(令和 2 年 1 1 月時点)

R2

除雪計画路線総括表

(単位:m)

地域	道路延長 (実延長)	機械除雪延長			消融雪施設				流雪溝施設	
		合計	車道部	歩道部	車道部		歩道部		箇所数	延長
					箇所数	延長	箇所数	延長		
大曲	638,885	418,611	351,550	67,061	281	42,104	10	3,638	48	18,525
神岡	293,902	88,332	83,928	4,404	8	2,272	2	380	6	3,316
西仙北	465,472	218,464	208,770	9,694	4	593	0	0	3	3,239
中仙	425,169	342,008	329,007	13,001	2	195	0	0	4	1,918
協和	436,698	194,588	191,093	3,495	0	0	1	80	3	3,379
南外	179,377	124,856	123,170	1,686	0	0	0	0	4	5,138
仙北	264,769	176,099	170,476	5,623	3	609	0	0	8	4,927
太田	437,452	212,570	204,375	8,195	3	766	0	0	8	6,234
計	3,141,724	1,775,528	1,662,369	113,159	301	46,539	13	4,098	84	46,676

県管理道路・秋田市道分含む除雪計画路線総括表

(単位:m)

地域	除雪総延長	大仙市道以外機械除雪延長 県管理道路分(秋田市道分)			大仙市道機械除雪延長		
		合計	車道部	歩道部	合計	車道部	歩道部
大曲	424,311	5,700	3,900	1,800	418,611	351,550	67,061
神岡	88,332	0	0	0	88,332	83,928	4,404
西仙北	220,711	2,247	2,247	0	218,464	208,770	9,694
中仙	342,708	700	500	200	342,008	329,007	13,001
協和	219,658	25,070	14,170 内秋田市道 (3,370)	10,900	194,588	191,093	3,495
南外	138,856	14,000	14,000	0	124,856	123,170	1,686
仙北	176,099	0	0	0	176,099	170,476	5,623
太田	212,570	0	0	0	212,570	204,375	8,195
計	1,823,245	47,717	34,817	12,900	1,775,528	1,662,369	113,159

除雪機械保有調書

大曲地域

分類	番号	機械名	規格	会社名	配備年度	備考
補助 (雪寒登録)	1	小型ロータリ (NR40)	40PS 歩道用 幅1.0m	新潟鐵工所	H.08	S08-0452 / 大曲市に376
	2	ドーザ (WA270-8Y)	14t SASS	コマツ	R.2	S02-1002 / 秋田900る1478
	3	凍結剤散布車	2.5m ³ 4WD	青工	R.2	S01-1002 / 秋田800は1391
	4	ドーザ (WA270-8Y)	14t 汎用カブラ	コマツ	R.2	S02-1001 / 秋田800る4498
	5	ドーザ (WA200-8Y)	11t M	コマツ	R.2	S01-1005 / 秋田900る1464
	6	小型ロータリ (HTR85)	73PS 歩道用 幅1.3m	日本除雪機	H.23	S23-1001 / 秋田900る773
	7	ロータリ (NR302)	300PS 幅2.6m	新潟トランス	H.26	S26-1002 / 秋田900る1040
	8	ドーザ (WDR-H74)	14t SASS	日立建機	H.28	S28-1001 / 秋田000る3640
	9	グレーダ (12M)	幅4.0m	日本キャタピラー	H.29	S28-1006 / 秋田000る3789
	10	小型ロータリ (HTR86)	1.3m級 80PS	日本除雪機	H.29	S29-1001 / 秋田900る1253
単 独	11	ホイールBH	0.45m ³	コベルコ	H.16	秋田000る1068
	12	ロータリ (HTR251)	250PS 幅2.6m	日本除雪機	H.05	秋田99ま4530
	13	小型ロータリ (HTR82)	80PS 歩道用 幅1.5m	日本除雪機	H.12	秋田900る76
	14	小型ロータリ (HTR81)	80PS 歩道用 幅1.5m	日本除雪機	H.03	秋田99ま4166
県 払下	15	グレーダ (G70)	幅4.0m	コマツ	H.15(H05登録)	秋田00ま5030
	16	グレーダ (G70)	幅4.0m	コマツ	H.24(H9登録)	秋田00ま6024
	17	ロータリ (HTR252)	250PS 幅2.6m	日本除雪機	H.25(H9登録)	秋田99ま5286

委託業者別除雪計画路線延長調書

単位:m

番号	委託業者名	1級		2級		その他			路線外		合計				
		路線数	延長		路線数	延長		路線数	延長		路線数	延長			
			車道	歩道		車道	歩道		車道	歩道		車道	歩道		
1	三浦建設					33	6,543				33	6,543			
2	伊駒組					55	8,870	213	7	427	62	9,297	213		
3	政建	2	1,653			31	7,968				33	9,621			
4	加賀谷組	4	4,437	2	1,699	63	12,297		7	864	76	19,297			
5	大曲産業機械			2	180	35	6,971		6	500	43	7,651			
6	県南開発工業	1	730	2	2,849	44	14,426		4	610	51	18,615			
7	石川組	4	5,227	1	300	40	10,779		4	460	49	16,766			
8	丸橋産業	2	2,330	1	963	12	3,384		2	130	17	6,807			
9	木村土木	1	770	2	2,660	50	14,250		5	500	58	18,180			
10	加藤産業	4	10,230	3,942	8	11,992	458	53	22,301	2,128	65	44,523	6,528		
11	佐藤工業所			1	550	39	7,970		6	920	46	9,440			
12	仙北建設			1	358	59	9,735		4	300	64	10,393			
13	藤嶋建設	6	11,862	414	9	12,573	69	22,693	5	6,130	89	53,258	414		
14	丸茂組	1	3,328	1	2,572	28	6,680		1	60	31	12,640			
15	佐々木組南支店					26	5,783				26	5,783			
16	ムトウ	2	474	1	275	75	12,047		5	363	83	13,159			
17	手塚興業	3	7,411	2	2,746	23	4,113		2	291	30	14,561			
18	石川興業	3		2,787	2	1,500	1,400	10	1,912	1,155	16	3,412	5,342		
19	直営	50	27,569	36,275	22	7,447	6,462	103	24,698	11,827	16	11,890	191	71,604	54,564
	合計	83	76,021	43,418	57	48,664	8,320	848	203,420	15,323	75	23,445	1,063	351,550	67,061

除雪機械保有調書

中仙地域

分類	番号	機械名	規格	会社名	配備年度	備考	
補助 (雪寒)	1	ドーザ (WA350)	16t SA	コマツ	H.10	S10-0432 / 秋田00ま6143	
	2	グレーダ (MG500-S)	幅4.0m	三菱	H.12	S12-0427 / 秋田000る293	
	3	ドーザ (WA270-8Y)	14t SS	コマツ	R2	S01-1004 / 秋田900る1476	
	4	ドーザ (WA270-8Y)	14t SA	コマツ	R2	S02-1004 / 秋田900る1482	
	5	ロータリ (NR-282)	300PS 幅2.6m	新潟トランス	H.22	S22-1001 / 秋田900る719	
	6	除雪トラック (QDG)	7t 4WD	日野	H.25	S24-1004 / 秋田800は911	
	7	小型ロータリ (NR-83)	80PS 幅1.3m	新潟トランス	H.27	S26-1003 / 秋田900る1073	
	8	グレーダ (12M)	幅4.0m	日本キャタピラー	H.29	S28-1008 / 秋田000る3788	
単独	9	ドーザ (WA300-3E)	13t SA	コマツ	H.13	秋田000る528	
	10	ドーザ (LX130-7)	13t SA	日立建機	H.14	秋田900る172	
	県払下	11	除雪トラック (KC-FR)	7t 4WD	三菱	H.24 (H07登録)	秋田88ゆ1066
		12	グレーダ (MG500)	幅4.0m	三菱	H.25 (H11登録)	秋田000る110
		13	凍結抑制剤散布車	3t 2.5m ²	いすゞ	H.29(H16登録)	秋田800は380

委託業者別除雪計画路線延長調書

単位:m

番号	委託業者名	1級			2級			その他			路線外		合計		
		路線数	延長		路線数	延長		路線数	延長		路線数	延長	路線数	延長	
			車道	歩道		車道	歩道		車道	歩道				車道	歩道
1	大仙市中仙地域除雪業務共同企業体	38	91,191	9,709	47	50,210	1,930	491	183,666	1,362	48	3,940	624	329,007	13,001
内訳1	(有)横山建設	4	4,470	3,459	10	4,544	265	91	33,424	885	6	540	111	42,978	4,609
内訳2	(有)中仙建設	13	33,157		11	17,361		51	36,698				75	87,216	
内訳3	Takamitu(株)	10	43,904		6	13,094		58	25,637				74	82,635	
内訳4	仲周建設(株)				1	700		20	10,334				21	11,034	
内訳5	寺田建設(株)	3	5,916		4	3,241		47	18,538		7	680	61	28,375	
内訳6	(株)藤澤技建	1		500	1		1,015	48	13,632		4	310	54	13,942	1,515
内訳7	小畑黒土販売	1	2,042		2	1,205		18	6,248				21	9,495	
内訳8	高勇組(株)	3	130	4,050	4	1,800	650	22	5,032	477	2	150	31	7,112	5,177
内訳9	(有)豊成建設	1	1,572					39	9,537		10	660	50	11,769	
内訳10	(有)中仙衛生社				3	3,457		38	9,375		10	790	51	13,622	
内訳11	伊藤 康明				3	2,762		23	4,479		1	70	27	7,311	
内訳12	内藤建設	1		650				9	2,252		2	200	12	2,452	650
内訳13	鈴木 貴男				1	200		6	375		5	440	12	1,015	
内訳14	高橋造園(株)	1		1,050	1	1,846		16	6,773		1	100	19	8,719	1,050
内訳15	佐々木 豊							5	1,332				5	1,332	
合計		38	91,191	9,709	47	50,210	1,930	491	183,666	1,362	48	3,940	624	329,007	13,001

大 仙 市 除 雪 基 本 計 画

令和2年12月

発 行 秋田県大仙市建設部道路河川課

〒014-8601 秋田県大仙市日の出町二丁目8番4号

TEL 0187-66-4905 FAX 0187-63-1930

ホームページ <http://www.city.daisen.lg.jp/>

編 集 大仙市建設部道路河川課
